

# 一般的な営業許可手続きの流れ①

参考資料 1

## ①事前相談

施設基準に合致しているかなどを事前に確認するため、施設の工事着工前に図面等を持参の上、保健所の食品衛生担当へご相談ください。

それ以外には・・・

- 衛生的な管理運営をするため、施設ごとに食品衛生責任者を置かなければなりません。
- 貯水槽使用水（タンク水）や井戸水等を使用する場合、水質検査が必要です。



## ②営業許可申請 （書類提出）

施設完成予定日の10日くらい前に必要書類を保健所に提出して下さい。

必要書類

1. 営業許可申請書（PDF）（法許可業種・条例許可業種）

※許可業種の詳細はこちら

2. 営業設備の大要・配置図（PDF）（2通）

3. 許可申請手数料

4. 登記事項証明書（法人の場合のみ）

5. 水質検査成績書（貯水槽使用水、井戸水使用の場合のみ）

※※許可後も、年1回以上水質検査を行い、成績書を保管すること

6. 食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）



## ③施設検査の打ち合わせ

担当者と施設の確認検査の日程等について相談をしてください。

# 一般的な営業許可手続きの流れ②



## ④ 施設の確認検査

施設が申請のとおりか、施設基準に合致しているかを保健所の担当者が確認します。

- 検査の際は営業者が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、改めて検査日を決めて再検査を受けてください。

※施設基準に合致していることが確認できた場合、営業許可書交付予定日のお知らせを交付します。



## ⑤ 営業許可書の交付

営業許可書交付予定日になりましたら、**営業許可書交付予定日のお知らせ**及び**認印**を持参して、保健所で営業許可書の交付を受けてください。

- 施設基準適合確認後、許可書を作成しますが、交付までには数日かかりますので、開店日等についてはあらかじめ打ち合わせをしてください。



## ⑥ 営業開始

営業開始後は、施設や設備が基準どおりに維持管理されているか常に点検するとともに、食品の取扱い等にも十分留意して、より安全で衛生的な食品を提供するよう心がけてください。

また、施設等に変更を生じたり、廃業したりした際には、保健所まで届け出てください。

- 食品衛生責任者の名札（10cm以上（幅）×20cm以上（高さ））を施設内に掲示してください。